

令和元年第4回上里町議会定例会会議録第6号

令和元年9月27日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第33 特別委員会委員長報告について
日程第34 議員の派遣について
日程第35 （町長提出議案第55号）公平委員会委員の選任について
日程第36 （町長提出議案第56号）固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第37 （町長提出議案第57号）教育委員会教育長の任命について
日程第38 （町長提出議案第58号）教育委員会委員の任命について
日程第39 （選挙第5号）選挙管理委員会委員の選挙について
日程第40 （選挙第6号）選挙管理委員会補充員の選挙について
日程第41 （意見書第7号）会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への財政措置を求める意見書（案）について

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山下 博一君	副町長 江原 洋一君
教 育 長 下山 彰夫君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 塚越 敬介君	学校教育課長 高橋 淳君
学校教育指導室長 勝山 寛美君	

事務局職員出席者

事務局 長 宮 下 忠 仁

主

任 横 尾 慎 也

◎開 議

午前 10 時 45 分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第55号 公平委員会委員の選任についての件、議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件、議案第57号 教育委員会教育長の任命についての件、議案第58号 教育委員会委員の任命についての件、以上の4件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号 公平委員会委員の選任についての件、議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件、議案第57号 教育委員会教育長の任命についての件、議案第58号 教育委員会委員の任命についての件、以上の4件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第35 町長提出議案第55号 公平委員会委員の選任について

○議長（新井 實君） 日程第35、町長提出議案第55号 公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

議長からお許しいただきましたので、議案第55号 公平委員会委員の選任についての提案説明を申し上げます。

現委員の岩田正勝氏が、9月30日をもちまして任期満了となります。したがって、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい公平委員会委員に、大字七本木2629番地6在住の大塚英一氏、昭和19年4月29日生ま

れ、現在75歳でございます。

大塚氏の経歴につきましては、昭和39年3月に高等学校を卒業後、地方自治体の職員として勤務を経て、平成17年に退職されました。町の役職では、平成24年4月から3期6年、地元行政区長を務めるとともに、区長会副会長としても区長会活動に御尽力されてこられました。

つきましては、公平委員会委員として人格識見ともふさわしく、行政活動も熟知しており、大塚氏が適任者であると考えておりますので、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第55号 公平委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第36 町長提出議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（新井 實君） 日程第36、町長提出議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明を申し上げます。

現委員の藤嶋市雄氏が、9月30日をもちまして任期満了となります。したがって、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

新しい固定資産評価審査委員会委員に、大字長浜1315番地在住の相川岩雄氏、昭和23年4月1日生まれ、現在71歳でございます。

相川氏の経歴につきましては、昭和41年3月に高校を卒業後、農業に従事してられました。町の役職としましては、上里西部土地改良区総代、上里西部土地改良区理事を務められてられました。また、平成20年4月からは、1期2年、地元行政区長を務め、地域行政に御尽力をされてられました。以上のとおり、相川氏は、町の農業行政、住民自治を初め、各分野で御活躍されておるところでございます。

つきましては、人格識見とも固定資産評価審査委員会委員にふさわしく、相川氏が適任者であると考えておりますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第37 町長提出議案第57号 教育委員会教育長の任命について

○議長（新井 實君） 日程第37、町長提出議案第57号 教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第57号 教育委員会教育長の任命について

の提案説明を申し上げます。

教育委員会教育長の下山彰夫氏が、9月30日をもちまして任期満了となります。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たな教育長の任命をしたいので、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

御提案申し上げます新しい教育長に、本庄市小島1丁目11番14号在住の埴岡正人氏、昭和32年3月7日生まれ、現在62歳であります。

埴岡氏の経歴につきましては、昭和55年3月に大学を卒業後、昭和55年4月1日から学校法人星野学園星野女子高等学校教諭に奉職後、埼玉県立本庄高等学校教諭、埼玉県立熊谷女子高等学校教頭、埼玉県立騎西特別支援学校校長などを歴任され、平成29年3月に埼玉県立本庄高等学校校長を最後に定年退職されました。退職後は、平成29年4月から埼玉県立深谷第一高等学校で再任用教諭、平成30年4月から埼玉県立児玉高等学校で再任用教諭を務めてこられました。また、現在は本庄市小島自治会支会長を務めております。

埴岡氏は、長年の教員生活を通し、教育行政にも大変精通しており、特別支援学校、民間企業派遣も経験しており、障害者福祉を初め、他分野での経験も豊富でございます。

以上のように、さまざまな教育関係部署等を歴任され、人格識見とも教育委員会教育長として適任であると考えますので、御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 教育委員会教育長の任命についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎日程第３８ 町長提出議案第５８号 教育委員会委員の任命について

○議長（新井 實君） 日程第38、町長提出議案第58号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第58号 教育委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。

現委員の安藤寛和氏が、本年9月30日をもちまして任期満了となります。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により新たな委員を任命したいので、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

御提案申し上げます新しい教育委員に、大字七本木3648番地5在住の齊藤雅男氏、昭和27年11月3日生まれ、現在66歳でございます。

齊藤氏の経歴につきましては、昭和51年3月に大学を卒業後、昭和51年、本庄市で教員生活に入り、埼玉県北部教育事務所管内の中学校、教育委員会に勤務され、平成25年3月に本庄市立本庄南中学校長を最後に定年退職されました。退職後は、上里町理科支援員を務め、学校教育の推進に尽力されてこられました。町の役職では、平成28年4月から地元三田行政区長を務め、地域行政に御尽力されてこられました。

以上のように、人格識見はもちろんのこと、教育行政にも大変精通しておるところでございます。行政区長としても住民自治の理解もありますことから、教育委員会委員として齊藤氏が適任であると考えますので、御提案申し上げる次第でございます。

慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 9月定例議会を終わるに当たりまして、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました条例改正、制定、一般会計補正予算、特別会計補正予算、各決算認定、人事案件につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

9月20日には、ラグビーワールドカップも開幕し、既に熊谷市で2試合が行われ、大変な盛り上がりを見せておるところでございます。私も、9月6日の夜の日本代表戦、南アフリカ代表の試合を観戦しまして、本場のラグビーを、一生に一度しか見られないラグビーを観戦してまいりました。私も、もともとラグーマンでしたので、昔の若いときの、青春を捧げた時代を思い起こしました。また、明日は日本とアイルランドとの試合がございます。皆様におかれましても、そういったことを是非一緒に観戦していただければありがたいと思っています。

また、来年の東京オリンピックを含め、上里町としてできる支援を行い、町民と一緒に盛り上げてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

これからの季節、町の行事、地元の行事が多数予定されております。今後とも町政の発展、推進につきまして、議員の皆様におかれましては、格段の御支援、御協力をお願い申し上げます。このたびはありがとうございました。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時10分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番、齊藤崇議員から2日目の発言について訂正したい旨の申し出がありましたので、許可いたします。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 本定例会の2日目、高橋茂雄議員の一般質問の際に動議を発した経緯があります。このときに、7番齊藤としか申し上げませんでした。正式には議会運営委員長をつけ加えなければいけなかったもので、この際、議会運営委員長をつけ加えさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 暫時休憩。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤議員からの発言を続行いたします。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 先ほどの発言は、私の勘違いで取り消しさせていただきます。動議は同僚議員が発し、その後、暫時休憩の後再開されました。その後に議会運営委員会を開催し、その結果を発表するときに、7番齊藤のみで議会運営委員長をつけ加えるのがありませんでした。ですので、これをこの際つけ加えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

申し出のとおり、発言の訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり発言を訂正することに決定いたしました。

会議を続行いたします。

◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

上里町選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、本年10月31日に満了になることから、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙第5号 選挙管理委員会委員の選挙についての件、選挙第6号 選挙管理委員会補充員の選挙についての件、以上の2件の選挙を行いたいと思います。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙第5号 選挙管理委員会委員の選挙についての件、選挙第6号 選挙管理委員会補充員の選挙についての件、以上の2件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第39 選挙第5号 選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（新井 實君） 日程第39、選挙第5号 選挙管理委員会委員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、岩田常治さん、入秀人さん、川井一郎さん、鈴木光雄さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました岩田常治さん、入秀人さん、川井一郎さん、鈴木光雄さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

なお、会議規則第33条第2項の規定により、直ちに文書をもって当選人に告知いたします。



◎日程第40 選挙第6号 選挙管理委員会補充員の選挙について

○議長（新井 實君） 日程第40、選挙第6号 選挙管理委員会補充員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会補充員には、第1順位、大谷明雄さん、第2順位、百花博美さん、第3順位、大谷幸生さん、第4順位、小林常雄さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、大谷明雄さん、第2順位、百花博美さん、第3順位、大谷幸生さん、第4順位、小林常雄さん、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

なお、会議規則第33条第2項の規定により、直ちに文書をもって当選人に告知いたします。



◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいま杳澤幸子議員ほか3名から、意見書第7号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への財政措置を求める意見書（案）についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第7号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への財政措置を求める意見書（案）についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第41 意見書第7号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への財政措置を求める意見書（案）について

○議長（新井 實君） 日程第41、意見書第7号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への財政措置を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番杳澤幸子議員。

〔12番 杳澤幸子君発言〕

○12番（杳澤幸子君） 議席番号12番の杳澤です。

意見書第7号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への財政措置を求める意見書（案）について。

2017年地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員が導入されることに伴い、当町においては今議会中に条例の一部改正が提案され、既に可決されていますので、内容的には御理解いただけているものと思いますので、意見書を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への財政措置を求める意見書（案）。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、正規職員が非正規職員に置き換えられている実態が伺える。

自治体の非正規職員の職種は、行政事務職はもとより保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的に勤務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、2017年5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立し、新たに会計年度任用職員制度が導入された。常勤職員と同様の服務規律が適用されるとともに、

期末手当支給をはじめ勤務経験に応じた賃金決定などが求められ、同改正法審議では、移行に当たっては、不利益が生じることなく適性な勤務条件の確保が行われなければならないとの決議が付された。

2020年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっている。行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点からも次のことが措置されるよう強く要望する。

こうした趣旨に沿いまして、要望の中心といたしましては、下のほうに記入されているとおり2点あります。

1、会計年度任用職員制度の制度化に伴う賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における国会の付帯決議に基づき、国の財政措置を早急に明確にし、必要な財源を確保すること。

2、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営の原則を堅持し、公務を遂行するため、地方自治体への必要な財政措置を講じること。

以上であります。

慎重に審議していただきまして、御議決賜りますことをお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（新井 實君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 本意見書について反対の立場から討論を行います。

会計年度任用職員制度であります。制度自体は非正規職員の任用根拠（適正化）と会計年度任用職員の新設、さらに期末手当支給など、処遇改善がなされるため、導入には賛成の立場でございます。

意見書の提出については、児玉郡市の他の市町について、9月の定例会において提出するところはどこもございません。地方公共団体において必要となる財源の確保をすること、強く要

望するということでございますが、本年１月13日の連絡会議で各地方公共団体からの意見として統一した制度的対応、地方財政措置を求める意見が強く出ております。そうしたことを、総務省では地方自治体への必要な財政措置を検討するということでもありますので、９月定例会で本意見書を上里町議会より提出することは反対といたします。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、意見書第７号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への財政措置を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第３３ 特別委員会委員長報告について

○議長（新井 實君） 日程第33、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより各特別委員会委員長より、各特別委員会の現在までの調査研究経過報告を求めます。

最初に、議会活性化特別委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会活性化特別委員長 納谷克俊君発言〕

○議会活性化特別委員長（納谷克俊君） 議席番号11番、議会活性化特別委員会委員長の納谷克俊です。

付議事件に対して、前期定例会閉会以降今日まで、第11回から第15回にわたる５回の特別委員会を開催し、引き続き調査研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。

初めに、第11回委員会についてですが、去る７月５日金曜日午前10時から第３委員会室において開催をいたしました。

初めに、視察研修について、10月３日木曜日、埼玉県三芳町議会、富士見市議会とする報告を行ったところであります。

協議事項は、タブレット端末の導入について、議会基本条例に係る参考文献の考察についての２点であり、タブレット端末の導入については、仮称、上里町議会情報システムの使用及び上里町議会情報システムに係る端末機の使用基準、以降、使用基準と言わせていただきますが、こちらの素案に対して、各委員が加除修正した案を持ち寄り、よりよい使用基準とするた

めの討議がなされたところであり、次回委員会においてもさらなるブラッシュアップに取り組むこととなりました。また、タブレット端末等に導入するソフトウェアについても検討を進めていくことが確認をされました。

議会基本条例に係る参考文献の考察についてでは、この会をもって吉田利宏氏による教養講座の考察が終了し、今後の委員会における議論の進め方についてが議論となり、議会基本条例についても素案を作成していくことが確認をされたところでもあります。また、次回委員会において、素案作成において各自参考とすべきと考える市区町村議会を選定することとなりました。

次に、第12回委員会についてですが、去る8月19日月曜日、議会運営委員会終了後の午前10時15分から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、タブレット端末の導入について、先進自治体の議会基本条例の考察についての2点であり、タブレット端末の導入についてでは、前回修正された使用基準の素案についてさらなる検討が加えられました。各条文の検討過程で、使用される用語の定義について次回までに確認をとることとなりましたが、おおよその形が整ったところでもあります。また、タブレット端末に導入するソフトウェアについては、富士ソフト社製のmoreNOTEと東京インタープレイ社製のSideBooksの2製品に絞り、それぞれ業者からの説明を受けることといたしました。

先進自治体の議会基本条例の考察についてでは、今後条例素案を作成していくに当たって参考にしたい議会として、さいたま市、三芳町、北海道栗山町、芽室町、神奈川県葉山町、二宮町、福島県会津若松市などの候補が挙がりました。また、参考するに当たっては、社会条件や地理的に上里町に近似している自治体議会が望ましい。議員議会活動には、地域、人口、財政規模などは余り関係がないのではないかなどの意見があったところではありますが、引き続き検討をしていくこととなりました。

続いて、第13回委員会についてですが、去る8月29日木曜日午前9時30分から、第3委員会室においてタブレット端末操作の実地研修を行いました。

午前にインタープレイ社製のSideBooks、午後からは富士ソフト社製のmoreNOTEについてメーカー等の担当者から説明を受け、実際にデモ機を用いて各委員が操作を行いました。実地研修終了後、タブレット端末の比較検討を行う予定でありましたが、詳細にわたる検討については次回委員会とすることとなりました。

続いて、第14回委員会についてですが、今期定例会会期中の9月13日金曜日の午前9時から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、タブレット端末の比較検討について、先進自治体の議会基本条例の考察につい

での2点であり、タブレット端末の比較検討については、ハード面においてイニシャルコスト、ランニングコスト、サポートサービス、セキュリティ、オペレーションシステム、通信環境、契約、利用形態など、さまざまな面から活発な議論がなされました。また、前回実地研修に行ったソフトウェアについても同様の議論がなされ、スケジュール管理が容易であることなどの理由により、富士ソフト社製のmoreNOTEを前提に議論を進めていくことが確認をされたところであります。

先進自治体の議会基本条例の考察については、前回に引き続き上里町議会として参考とさせていただき自治体議会についての意見交換がなされ、北海道芽室町議会をベースに前回委員会にて候補として名の挙がった他の6自治体議会の基本条例も参考に、上里町及び上里町民並びに上里町議会にとって最良となる議会基本条例案を策定していくこととなりました。

最後に、第15回委員会についてですが、同じく今期定例会会期中の9月24日火曜日午前9時から第3委員会室において開催をいたしました。

協議事項は、タブレット端末の導入について、議会基本条例等素案の検討についての2点であり、タブレット端末の導入については、使用する端末、ハードをどのようにするかが議論の中心となったところであります。これまでタブレット端末を前提に議論を進めてきたところでありますが、先進自治体議会において2in1タイプ、セパレートタイプのノートパソコンを導入している事例があるということであり、その場合におけるソフトウェアの動作環境などについて問題がないとの確認をとりました。コスト面の比較やOS、事務作業効率などのさまざまな面から比較検討を行い、議論をした結果、2in1タイプ、セパレートタイプのノートパソコン、Wi-Fiモデルを導入していくことで意見の一致を見たところであります。機種選定、費用負担割合については今後の検討課題とし、導入時期については来年4月以降、6月定例会から運用開始を目指して、今後細部の調整を行っていくこととなりました。

先進自治体議会基本条例の考察については、手始めに北海道芽室町議会基本条例の章立てに基づいて議論を開始したところであります。沓澤委員に、前文、第1条の案を提示、御説明をいただき、それに沿って意見交換を行い、今後の議論、素案策定の手順を確認したところであります。

当特別委員会も、今期定例会をもって発足から1年が経過をし、議会基本条例等の素案づくりなど、より具体的な作業を進めていく段階となったところであります。今後、さらに協議内容を充実、発展をさせ、当特別委員会に課せられた使命を果たすべく調査研究を継続してまいります。

以上で、議会活性化特別委員会調査研究報告といたします。

○議長（新井 實君） 続きまして、公共交通等対策特別委員会委員長、沓澤幸子議員。

〔公共交通等対策特別委員長 沓澤幸子君発言〕

○公共交通等対策特別委員長（沓澤幸子君） 議席番号12番、公共交通等対策特別委員会委員長の沓澤幸子です。

当特別委員会は、前定例議会において、誰もが移動しやすい町づくりの実現や少子高齢化が進行する将来社会を踏まえ、各地域の実情に合わせた公共交通のあり方などについて調査研究を行うことを目的として設置されました。その趣旨に沿い、6月定例会以降、調査研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。

6月12日水曜日、第1回特別委員会は、本会議終了後の午前11時15分から全員協議会室で開催されました。第1回の開催ということもあり、委員長及び副委員長の互選が行われ、私、沓澤幸子が委員長、仲井静子議員が副委員長に決定し、今後の開催日程について協議しました。

また、公共交通等対策特別委員会は議員全員の特別委員会となっているため、次回は、問題意識ある、あるいは研究課題別に2ないし3のグループに分かれて研究をすることを検討していくこととしました。

第2回特別委員会は、6月17日月曜日10時15分から全員協議会室において開催いたしました。

実質の協議開始ということであり、調査研究課題の検討について及び今後の開催日程について協議いたしました。改めて現行のこむぎっち号の問題点などについての発言もありましたが、問題があるために特別委員会を立ち上げたとの認識があり、本格的な議論に入る前に、まずは17期会の連絡網のグループごとにこむぎっち号に乗車し、問題点を話し合っていくこととし、特別委員会終了後、各グループの話し合いが行われ、乗車日程と乗車コースの確認がされました。

第3回特別委員会は、7月12日金曜日午後2時10分から全員協議会室において開催いたしました。

協議内容は、各グループの調査結果報告と当初から計画していた分科会の設置について及び今後の開催日程についてでした。

まず初めに、各グループからこむぎっち号乗車調査結果報告がありました。この後、議員の皆様においては敬を省略させていただきます。1グループの黛、飯塚、齊藤、高橋正行、高橋仁議員は、6月27日木曜日に七本木の宿前停留所から、朝8時25分のアグリパーク行き南部ルートに乗車いたしました。2グループの高橋茂雄、仲井、植原、納谷、新井議員は、6月24日月曜日13時発のアグリパークから北部ルート、中央ルート、南部ルートを乗り継ぎ乗車しました。3グループの高橋勝利、猪岡、沓澤、植井議員は、6月24日月曜日神保原公民館前から朝8時52分発の北部ルートに乗車しました。2グループの乗車中には、南部ルート1名と中央ルート3名の利用があったものの、他のグループでは利用者はなかったとの報告でした。

乗車した結果の感想では、改めてこむぎっち号について、北部ルート、南部ルートとも所要時間が長過ぎて疲れる、座席のクッションがかたい、停留所から民家が離れているため高齢者には無理がある、年間約4,900万円費用がかかっているのに利用者が少な過ぎるなどの感想が出されました。

次に、分科会の設置と今後の開催日程について協議しました。

分科会は、問題意識別に決める予定でありましたが、グループ分けする前に基礎的な学習が必要ではないかとの提案があり、全員がそれを承諾し、分科会設置は先送りし、次回は公共交通のあり方として、コミュニティバス、デマンド交通、タクシー券補助などを含めた学習会を行うことを確認しました。

一方で、町においても今年度、地域公共交通網形成計画策定支援事業委託業務による公共交通網の計画策定に向けた協議がスタートしているところであり、現在のこむぎっち号の契約期間が2021年3月までとなっているため、当委員会は約1年間の短期決戦で調査研究を終了する必要があることを確認しました。

また、こむぎっち号のダイヤ改正が9月から実施されることになり、町ではダイヤ改正後にアンケート調査の実施も視野に入れていることから、調査項目についても各委員が検討することとしました。

第4回特別委員会は、8月27日火曜日午前9時より全員協議会室において開催いたしました。

公共交通に関する勉強会について総合政策課に依頼をしておきましたところ、総合政策課長及び課長補佐の出席をいただきました。

初めに、総合政策課が作成した公共交通の運行形態に関する勉強会の資料をもとに説明が行われました。コミュニティバス、デマンド交通、複合型タクシー補助のメリットとデメリット、また、各県内市町村の現状についての説明を受けたところです。さらに、平成28年度策定の上里町人口ビジョンをもとに説明も伺いました。確認です。委員からは、バスを小さくした場合の経費の違いはどうか、どのような形態であれば交付税の対象になるのか、県内で改善を検討している市町があるのかなどの質問が出されたところです。

その後、分科会の設置について、今後の開催日程について協議をいたしました。前回からの課題であった分科会をどのように分けるかについて議論したところ、議論できる人数を念頭に分科会は2つにすることはすぐに一致しましたが、分け方については、初めにテーマを絞って問題意識別に分かれたほうがよいとする考え方と、テーマ別に分けるためには議論が必要になるので、まずは分かれて議論に入ったほうがよいという二通りの意見が出されましたが、単純に分かれて議論を開始することで一致しました。

分科会は、議席番号順に奇数と偶数で分かれることを確認しました。議席番号奇数をA分科

会とし、議員は、黛、高橋勝利、仲井、齊藤、植井、納谷、高橋仁議員であります。議席番号偶数のB分科会は、高橋茂雄、飯塚、猪岡、植原、杳澤、新井議員となりました。

最後に、次回は全体で集まって検討の時期などを確認してから分科会に分かれて議論をし、さらに、再度全体で集まって報告することとして終わりました。

第5回特別委員会は、9月定例会中の20日金曜日午前9時より全員協議会室において開催いたしました。

前回の協議を受けて、まずは全体会を開催し、今後のスケジュールについて確認しました。

当委員会は、現在のこむぎっち号の契約満了に合わせ、その後の公共交通についての協議が目的であり、協議した結果を町の公共交通活性化協議会に反映させていくために、事前に総合政策課に今後のスケジュールを確認したところ、9月から見直したこむぎっち号のダイヤ改正の住民への浸透と利用状況を把握する期間、新たな次の計画や委託契約の準備などを含め、今年度末までには方向性を出したいとのことでした。

また、町の協議会には、コミュニティバス、デマンド交通、タクシー券と、それらを組み合わせた複合型のほかに、新たに現在のこむぎっち号を2年延長して、今後のダイヤ改正のほかにルート改定も実施した後に、新たな交通手段について考えるという案も持っているとの報告を受けたところであります。そうした現状から逆算して、分科会の協議は途中で必要に応じてA、Bすり合わせを行いながら、1月末までには各分科会の議論を終了させ、全体の議論に切りかえ、3月までに意見をまとめていくことを確認したところです。

分科会の協議後、11時より再度全員協議会室において各分科会の報告を行いました。

A分科会は、現在運行しているバス4台とデマンド方式で車を4台にした場合の経費と、バスを小型化して台数を増やした場合の経費の試算をしてみることや、県外の病院などへの交通の確保をどうするか、コミュニティバスとタクシーの組み合わせ、バスを小型化させることでの類似自治体や同じ形態で運行している自治体の調査もしたほうがよいなど、さまざまな意見が出たようですが、まだ分科会として研究の一致には至っていないとの報告でありました。

B分科会は、現時点での意見を出し合った結果、さまざまな意見がありましたが、足の不自由な方にはタクシー券補助が必要であるという点は一致をいたしました。

次に、町民全体が利用できる公共手段としては、コミュニティバスを小型化し、コースを短くするなど、利便性を高めた検討をしていきたいという意見が多数でありましたが、コミュニティバスに変えてデマンド交通がよいという意見と、デマンド交通は利用しにくいと聞いているなどの意見が出されたところです。しかしながら、まずはデマンド方式を実施している北本市を中心に2カ所ほど視察をすることを決めたところです。

次回からは、各分科会での協議になるため、A分科会は9月27日金曜日午後の開催、B分科会は10月中の視察を確認して終了しました。

当特別委員会は、ようやく本格的な議論に入ったばかりですが、各分科会ともに課せられた使命を果たすべく、精力的に調査研究を継続していくことをお願いし、公共交通等対策特別委員会委員長の調査経過報告といたします。

○議長（新井 實君） 以上で、各特別委員会委員長の調査研究経過報告を終わります。

この際、各特別委員会委員長の調査研究経過報告に対して質疑があれば、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

各特別委員会委員長に申し上げます。

今期定例会に調査研究終了の報告がありませんでしたので、引き続き調査研究をお願いいたします。

以上で、特別委員会委員長報告を終了いたします。

◎日程第34 議員の派遣について

○議長（新井 實君） 日程第34、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る10月17日、埼玉県町村議会議長会主催の埼玉県町村議会議員研修会に上里町議会議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

◎文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（新井 實君） 次に、文教厚生常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（新井 實君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（新井 實君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（新井 實君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年第4回上里町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時56分閉会